

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月10日現在

機関番号：57701

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21720004

研究課題名（和文） 「新たなヒューム主義」のもとでのルール・責任概念

研究課題名（英文） The concepts of rule and responsibility based on “New Humeanism”

研究代表者

中村 隆文（NAKAMURA TAKAFUMI）

鹿児島工業高等専門学校・一般教育科文系・講師

研究者番号：40466727

研究成果の概要（和文）：デイヴィッド・ヒュームの哲学について、メタ倫理学・道徳心理学・法哲学などの観点から多角的に分析し、そこでの「行為者」というものがどのような性質や意義をもっているのかを検証した。とりわけ、本研究における成果としては、ヒュームの正義論に焦点をあて、そこでのコンベンションという状態において、いかに「合理性」「公平性」「応答可能性」「自律性」などが実現しうるかを示した点にある。

研究成果の概要（英文）：I verified what qualities and significances the concept of “agent” in Hume’s philosophy has, analyzing it in terms of meta-ethics, moral psychology and jurisprudence. Especially, what this research features is to demonstrate how some qualities, “rationality”, “equality”, “responsibility”, and “autonomy”, can be realized in a situation of “convention”, by focusing on his theory of justice.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学、哲学・倫理学

キーワード：

1. 研究開始当初の背景

従来のヒューム哲学の研究・分析スタイルは、ヒューム自身の著作と二次文献を収集し、「ヒューム主義か、もしくは反ヒューム主義か」のいずれかを明言し、自身の妥当性を述べるものが主流であった。それはときに「実在論か反実在論か？」という問いを取り扱ったり、あるいは、「契約論か、功利主義か？」という問いを取り扱ったりしながら、ヒューム主義についての是非を論じるものであった。こうした思想史研究における傾向のもと、

ヒューム主義は世界観や社会観についての特定のスタンスを打ち出してきたという点では学術的貢献を認めるところではあるが、しかし、そこでは、「行為者」「認識者」というものを論じる視点に欠けていたように思われる。

1980年代以降、分析哲学においてヒューム主義が取り扱われることが増え、たくさんの活発な議論とそれを含んだ著作が生み出されてきた。それらは信念や認知に関するものが多く、「ヒュームは認知主義か、非認知

主義か？」とか、「理由についての内在主義か、外在主義か？」、さらには「動機についての内在主義か、外在主義か？」というトピックを取り扱うものであった。こうした分析哲学の議論は非常に知的好奇心を喚起するものであったが、しかし、あまりにも人間「個人」に焦点を絞り込みすぎるものであって、それが相互行為・協調行為・社会的行為を行う人間像とかけ離れているようなイメージをもつものであった。ましてや、われわれの人間本性が「責任」などといった一種の社会的概念をどのように産み出しているのか、という問題について、あまりにも細分化しすぎた分析的ヒューム主義研究では取り扱う余地が残されていないように思われる。

ヒューム主義が「理性よりも情念」を重視していることではおよそほとんどのヒューム主義者の意見が一致しているものの、それがどのように我々の「行為」や「責任」を生みだしているのか、についてはあまり語られてこなかったように思われる。「行為」と「責任」と「正義」とは包括的に取り扱われるべき問題で、それを取り扱うためには、古典的な思想的研究と、現代的な分析哲学的研究との接合が求められている、といっても過言ではないであろう。

このように、西暦 2000 年以降、とりわけヒューム生誕以降およそ 300 年が経過した現在において、「ヒューム主義」というテーマは新たな転換点にさしかかっているといってもよい。それは、人間本性を備えたわれわれが社会生活を行っている以上、それがどのように成立しているのかを多角度的にかつ連携的に分析することであり、それこそがヒューム哲学を専門としている研究者にとっての最大の課題といってもよいであろう。そもそも、包括的な形での哲学的議論を行いつつ、人間本性を解明しようとした哲学者こそヒュームその人であったということを考慮するならば、ヒュームの哲学的スタンスに改めて立ち戻ることによって、これまで曖昧であった「行為」「責任」「正義」の関係を明らかにする鍵を見つげられるかもしれない。

2. 研究の目的

本研究は、現代英米哲学思想において多大な影響をいまなお与え続けているデイヴィッド・ヒュームの思想に関する分析・研究をさらに拡充・発展させると同時に、倫理学から法思想までを広くカバーするような「ヒューム主義」独自の有意義性を新たに確立・表明することにある。

たとえば、英米のみならず国内のヒューム解釈においても、ヒュームはイギリス功利主義の先駆的役割を果たした思想家で、自然法・契約論を批判したという点で反合理主義

者として理解されており、「事実」と「価値」とを峻別した法実証主義者として解釈されがちである。しかし、人為的徳としての正義は我々の社会を支えるといっている点で、法に道徳が含まれる余地は十分あり、その意味でも、ヒュームを現代的観点からの法実証主義とみなすことは困難であるし、その思想における正義の由来を探るにあたり、「動機」、そしてなにより「行為者」というものがどのようなものであるか、という点では議論の余地がまだまだ残されているようにも思われる。

そもそも、価値と事実との対立の構図は、「普遍的な理性か、主観的な欲求か」という二項対立は、大陸的な合理主義とイングランド的な経験主義の対立に由来するが、ヒュームにおいてはスコットランド的な「モラルセンス」の考え方の影響が強くみられるため、従来の「世界か、主体か」の二元論的思考法のもとでのみヒューム解釈を行うべきではない。「スコットランド啓蒙思想におけるヒューム主義」というのも、ヒューム研究においては欠くべからざる重要なテーマであり、本研究は常にそれを意識においたものであるといえる。

さらに、正義＝法、および、そこでの「責任」を論じるにあたっては、単にその社会的意味だけでなく、モラルセンスをもった行為者の「認識」や「動機づけ」といったものが必要となる。この意味で、「ヒューム主義」を取り扱うにあたっては、多種多様な学術的観点からの包括的分析が必要といえる。本研究の最終的な目標としては、多様な社会的状況のなか、道徳へと動機づけられる行為者はどのような「合理性」「公平性」「モラルセンス」に従い、どのような責任可能性を負っているのかを明らかにすることであり、それは倫理学と法学との架橋的役割を果たすことを目的としている、といってもよい。

3. 研究の方法

(1) 研究方法の大枠

①過去のこれまでの文献をあたりながら、「ヒューム主義」対「反ヒューム主義」の対立の歴史について検証し、その議論構造を分析した。

②国内外の学会・研究会に参加し、最新のヒューム研究の動向を調査し、その成果を取り入れた。

(2) 具体的な研究方法

単にメタ倫理的観点から「道徳とはいかなるものか？」という問題を取り扱うだけでは、「行為者」や「責任」などの概念を分析することはできない。そこで「思想史」「道徳心

理学」「法哲学」などの観点から、行為と責任との関連性を分析してゆく。

ポイントとしては4つ挙げることができる。

①スコットランド啓蒙思想において、シャフツベリ、ハッチスンからどのような影響を受けてきたか、そして、そうした先駆者たちの主張からどのように発展した議論を行っているかを検証した。

②ヒュームの正義論における「コンベンション」に着目し、それがどのような意義をもっているかを検証した。その際、契約論的なヒューム解釈を行うデイヴィッド・ゴティエの議論と、それと対立する功利主義的なヒューム解釈の議論とを比較・検証した。

③モラル・ラックという概念がどのように成立しているかを分析したのち、それが正義とどのように関連しているかを検証した。なかでも、バーナード・ウィリアムズの議論が、ヒュームおよびアダム・スミスの「共感」とどのような関係性をもつのかを調査・分析し、そのうえで、スコットランド啓蒙思想における「責任」という考え方を浮き彫りにしてゆくことを試みた。

④動機付けに関する内在主義と外在主義、認知主義と非-認知主義、といったヒューム主義に関する議論・文献を精査しながら、ヒュームにおける「情念」がどのような構造のもとで我々の価値観や概念を生み出しているのかを分析・検証していった。これらのテーマは、最近の分析哲学関係の研究者たちの論争中のものであり、各種学会や研究会でのワークショップなどの交流のなかで、議論を通じて知見を深めていった。

4. 研究成果

本研究の主な成果としては下記の4点である。

(1)モラル・ラックにおける行為者-責任概念と「共感」との関係性の明示的に示すことで、「責任」という概念が普遍的な理性によって示されるのではなく、我々の（そしてヒューム的な）情念によって基礎づけられている、という可能性を提示した。

(2)道徳心理学における「ヒューム主義」とは「欲求/信念」モデルとして一般には理解されており、それはデイヴィッドソンモデルとして良く知られるものである。しかし、そこには理論上の欠陥があり、さらにそれはヒューム自身の情念論のエッセンスを汲み損

ねたものであった。本研究では再度ヒュームの情念論テキストを分析することによって、間接情念の重要性を指摘し、それが「欲求」とは違った形で正義の行為へと各人を動機付けていることをテキスト的裏付けから導出した。

(3)ヒュームの正義論に関する従来の経済的・功利主義的観点を見直し、法哲学的観点からの分析することによって、功利主義的ヒューム解釈の限界を明らかにした。

(4)国際ヒューム学会での調査を通じ、海外のヒューム研究における動向を把握し、世界的にヒューム思想が哲学界の中心になっていること、そして、その多角的な研究が求められているというグローバルなアカデミックの実情が把握できた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

①中村隆文、「大会報告 国際ヒューム学会第38回年次大会「倫理学分野から」」、『イギリス哲学研究 第35号』(日本イギリス哲学会)、査読無、2012、162-164

②中村隆文、「契約論的合理性の限界——ゴティエの「ヒューム主義」の分析を通じて——」、『法哲学年報2009』(日本法哲学会)、査読有、2010、159-167

〔学会発表〕(計5件)

①中村隆文、「「欲求」と「行為者性」」、鹿児島哲学会、2012年1月28日(鹿児島大学)

②中村隆文、奥田太郎、林誓雄、佐々木拓、「動機付けと実践理性について：「ヒューム主義」の罪」、日本倫理学会ワークショップ、2010年10月8日(慶応大学)

③中村隆文、「ヒュームは契約論者でありうるのか？——ゴティエのヒューム分析を通じて——」、日本法哲学会、2009年11月14日(関西大学)

④中村隆文、「ヒュームの情念論再考——道徳的行為へとわれわれを動機付ける「理由」はどこにあるのか？——」、第20回ヒューム研究学会2009年9月7日(日本大学)

⑤中村隆文、「道徳的運のもとでの責任概念について——道徳において偶然性は解消されるべきか——」、日本哲学会、2009年5月

16日（慶応大学）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中村 隆文 (NAKAMURA TAKAFUMI)

鹿児島工業高等専門学校・一般教育科
文系・講師

研究者番号：40466727

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし